

記者発表資料

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

いのちと暮らしをまもる
防災減災

令和5年3月28日
水管理・国土保全局
都市住宅局

令和4年度の流域治水の取組の進展について ～令和5年度からの流域治水のさらなる加速化に向けて～

令和4年度においても流域治水プロジェクトの取組が全国で進展しています。令和5年度からの予算制度の拡充、流域治水施策集等の公表や水害リスクの見える化等により、流域治水の現場レベルでの実践をさらに加速化していきます。

- 流域治水プロジェクトの取組の進展
 - 一級水系において、令和3年度末に指標として見える化した7つの代表的な取組に係る全国的な流域治水の取組の実施状況を整理しました。（別添1）
- 流域治水に係る予算制度の拡充
 - 令和5年度より、浸水や土砂災害の危険が高い地域における流域対策を一層推進するため、河川、砂防、下水道、まちづくり等のあらゆる分野において流域治水の取組に資する予算制度を拡充します。（別添2）
- 特定都市河川の指定拡大
 - 令和4年度は、江の川水系、本川水系、六角川水系及び雲出川水系の4水系86河川が特定都市河川に指定され、全国の12水系で指定の手続きや検討が進められています。（別添3）
 - 令和5年度は、当面5年間に進める特定都市河川の指定等のロードマップを順次公表します。
- 流域治水施策集（水害対策編）等の公表
 - 流域関係者による施策の具体化・実践のため、令和4年12月に流域治水施策集（水害対策編）を公表しました。令和4年度末には、砂防や海岸における対策等を盛り込みました。（別添4）
 - その他、遊水地の整備や利活用等の事例集も公表しています。（別添5）
- 水害リスクの見える化・浸水状況のリアルタイム把握
 - 全国の一級水系において、浸水リスクを見える化した水害リスクマップ（外水氾濫）を公表しました。（別添6）
 - ワンコイン浸水センサの実証実験において、浸水や水位の上昇を検知、リアルタイムで把握でき、有効性が確認できました。（別添7）
- 関係省庁、流域関係者との連携強化
 - 令和5年1月に「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」を開催し、関係省庁間の連携強化を進めています。（URL：<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/renkei001.html>）
 - 令和4年度の出水期において、全国のべ162ダムで事前放流を実施し、洪水に備えました。（URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000196.html）
 - 民間企業による流域治水の取組を促進するため、令和4年度末に「流域治水オフィシャルサポーター制度」を創設しました。（URL：<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/supporter.html>）

表紙

国土交通省 農林水産省 文部科学省 経済産業省

流域治水施策集

目的とそれぞれの役割

Ver2.0 水害対策編

https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kasen/gaiyou/panf/sesaku/index.html

流域治水施策集について (情報提供)

目次

流域治水施策集

河川区域における対策
※海岸の場合は海岸保全区域における対策

集水域における対策

氾濫域における対策

流域治水の役割分担

目的	施策	実施主体	根拠法令等	法定計画等 ()内は運用	予算・税制	Page	
洪水氾濫の防止	#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水池、輪中堤	●河川管理者	河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する基本計画	一般河川改修事業 直轄ダム建設事業 水資源機構事業等	p.7	
	#2 ダム事前放流	●ダム管理者	河川法、個別の法令等 (電気事業法、土地改良法、水道法等)	ダム洪水調節機能協議会 (治水協定)	利水ダム治水機能施設整備費補助 固定資産税の特例措置	p.8	
津波・高潮による氾濫の防止	#3 海岸保全施設の整備 (流域の関係者との土砂融通による砂浜の保全・再生)	●海岸管理者	海岸法	海岸保全基本計画 総合土砂管理計画	海岸保全施設整備事業 津波対策緊急事業等	p.10	
洪水氾濫の防止 (排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則)	#4 排水施設・ポンプ(河川)	●河川管理者	河川法 特定都市河川浸水被害対策法	河川整備計画 流域水害対策計画	流域治水整備事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.11	
内水の排除 (排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則)	#5 排水施設・ポンプ(下水道)	●下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業等	p.12	
	#6 用排水施設・ポンプ(農業水利施設)	●国・都道府県 ●農業水利施設管理者等	土地改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災減災事業等	p.13	
	#7 排水施設・ポンプ(普通河川・水路)	●施設管理者	-	-	-	p.14	
河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	#8 雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設)	●市町村・都道府県	特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	特定都市河川浸水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業	p.15	
排水区域内の浸水の防止	#9 雨水貯留浸透施設(下水道)	●下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業 大規模雨水処理施設整備事業等	p.16	
市街地等の浸水の防止	#10 雨水貯留浸透施設(民間施設)	●民間事業者・個人	下水道法 特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	下水道浸水被害軽減総合事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.17	
農地等の浸水の防止	#11 ため池の活用	●市町村・都道府県 ●農業者	土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業等	p.18	
	#12 「田んぼダム」	●農業者	土地改良法 農業の有する多面的機能の発揮の促進 に関する法律	土地改良長期計画	農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金等	p.19	
土砂・洪水氾濫の防止	#13 土砂・洪水氾濫対策	●国・都道府県	砂防法	土砂・洪水氾濫対策計画	大規模特定砂防等事業等	p.20	
流木による被害の防止	#14 流域流木対策	●国・都道府県	砂防法 森林法	土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画 森林・林業基本計画等	砂防事業 治山事業等	p.21	
森林の浸透・保水機能の発揮	#15 森林整備・治山対策	●国・都道府県・市町村 ●森林所有者等	森林法	森林・林業基本計画 森林整備保全事業計画等	森林整備事業 治山事業等	p.22	
貯留機能の保全(浸水の許容)	#16 貯留機能保全区域	●都道府県等	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	固定資産税等の特例措置	p.24	
2 被害対象を減らす	新たな居住に対し、立地を規制する 居住者の人命を守る	#17 浸水被害防止区域	●都道府県	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	-	p.25
	#18 災害危険区域	●市町村・都道府県	建築基準法(規制内容は条例で規定)	-	-	p.26	
	既存の住居に対し、 住まい方を工夫する	#19 住宅等の防災改修 (嵩上げ・ピロティ化等)	●市町村・都道府県	-	-	災害危険区域等建築物防災改修等事業	p.27
	既存の住居に対し、 移転を促す	#20 住居の集団移転	●市町村	防災のための集団移転促進事業に係る 国の財政上の特別措置等に関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業	p.28
	#21 住居の個別移転	●市町村	-	-	がけ地近接等危険住宅移転事業	p.29	
	#22 居住誘導区域、防災指針	●市町村	都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生整備計画	コンパクトシティ形成支援事業 都市構造再編集中支援事業等	p.30	
防災まちづくり	#23 防災まちづくり連携土砂災害対策	●国・都道府県・市町村	砂防法 都市再生特別措置法等	立地適正化計画 市町村管理構想等	まちづくり連携砂防等事業等	p.31	
高台まちづくり	#24 避難路・避難施設等の確保	●市町村 ●民間事業者	都市計画法	-	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置	p.32	
3 被害の軽減・早期復旧等	氾濫拡大の抑制	#25 浸水被害軽減地区(盛土構造物等)	●水防管理者	水防法	-	固定資産税等の特例措置	p.34
	避難の確保(平時)	#26 リスク空白域の解消 (浸水想定区域・ハザードマップ)	●河川管理者 ●下水道管理者 ●市町村	水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業等	p.35
		#27 要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練	●市町村 ●施設管理者	水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	-	p.36
	避難の確保(災害時)	#28 迅速・円滑な避難 (避難のための情報発信)	●市町村 ●個人 ●気象庁 ●河川管理者	災害対策基本法 気象業務法 水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	-	p.37
	経済影響の軽減等	#29 浸水対策(耐水化・止水壁等)	●市町村・都道府県 ●民間事業者	水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	下水道浸水被害軽減総合事業等 固定資産税の特例措置	p.38
	災害復旧(洪水氾濫の防止)	#30 流域治水型災害復旧(遊水池・輪中堤)	●河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	(流域治水型災害復旧)	河川等災害復旧事業	p.42
#31 災害復旧(遊水池内の迅速な土砂撤去)	●河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	-	-	河川等災害復旧事業	p.43	

施策コラム①露堤の活用... p.9
施策コラム②特定都市河川... p.23

施策コラム③水害リスクマップ... p.33
施策コラム④水害リスクを踏まえた学校施設の治水対策の推進... p.39

施策コラム⑤民間企業のTCFD開示をサポート... p.40
施策コラム⑥事業継続力強化計画認定制度... p.41

※根拠法令等には関連法令も含む

流域治水施策集について（情報提供）

事例紹介

流域治水施策集

実施主体

実施主体

実施主体

1 氾濫を防ぐ・減らす

洪水氾濫の防止

河川管理

1 氾濫を防ぐ・減らす

農地等の浸水の防止

農業者

#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤

目的

洪水氾濫の防止

根拠法令・計画等

河川法
特定多目的ダム法
水資源機構法
河川整備計画
多目的ダムの建設に関する基本計画

支援

予算・税制

(直轄)
一般河川改修事業
直轄ダム建設事業 等
(補助・交付金)
事業間連携河川事業
大規模特定河川事業 等
広域河川改修事業
補助ダム建設事業
水資源機構事業 等

技術的支援

- 河川管理施設等構造令
- 河川砂防技術基準
- ダム・堰施設技術基準 (案)
- 工作物設置許可基準
- 河川堤防設計指針

施策推進のポイント

- ・短時間強雨の発生が増加や台風の大型化等により、近年は浸水被害が頻発しており、既に地球温暖化の影響が顕在化しているとみられ、今後さらに気候変動による水災害の頻発化・激甚化が予測されています。
- ・気候変動の影響による降雨量の増大を踏まえ、流域全体の早期の治水安全度向上を図るため、下流から行う堤防整備や河道掘削の強化に加え、上流・支川における遊水地や霞堤の保全、利水ダムの事前放流や内水対策等を盛り込んだ、本川・支川・上下流一体となった流域治水型の河川整備を推進する必要があります。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8454

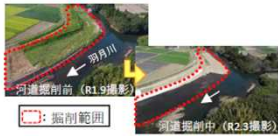
施策の内容

概要

比較的频率の高い洪水に対しては施設で守ることを基本とし、洪水を安全に流下させるために、
・洪水の流れる断面を大きくし、また、洪水に対して安全な構造とするための堤防の整備などを実施します。
・洪水を一時的に貯留し、河道への流量を減らす洪水調節施設の整備などを実施します。



引堤(石川県梯川水系梯川)



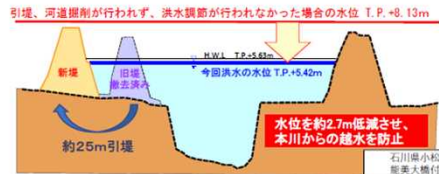
河道掘削(鹿児島県内川水系羽月川)



立野ダムの整備(熊本県白川水系白川)

施策の効果(事例)

・梯川水系梯川では、国土強靱化予算等により引堤、河道掘削を実施していたことや、赤瀬ダムによる洪水調節により、令和4年8月の大雨時において、能美大橋付近(石川県小松市能美町)では水位を約2.7m低下させ、梯川本川からの越水を回避したと推定しています。



#12 「田んぼダム」

目的

農地等の浸水の防止

関係法令・計画等

土地改良法、土地改良長期計画
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

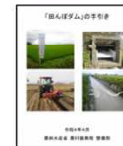
支援

予算・税制

農地耕作条件改善事業
多面的機能支払交付金 等

技術的支援

・「田んぼダム」の手引き
(令和4年4月 農林水産省農村振興局整備部)



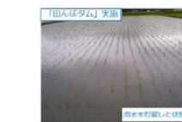
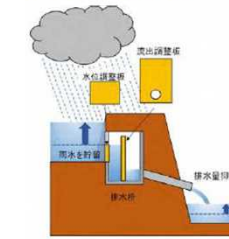
農水省ウェブサイト掲載

施策の内容

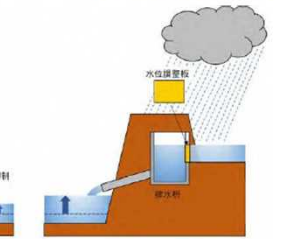
概要

- ・「田んぼダム」とは、「田んぼダム」を実施する地域やその下流域の湛水被害リスクを低減するための取組です。
- ・水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板などの器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えることで、溢れる水の量や範囲を抑制することができます。

【「田んぼダム」を実施】



【「田んぼダム」を未実施】

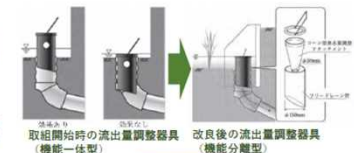


施策推進のポイント

農家の負担を最小限にし、交付金等の活用による継続的な支援体制の構築がポイント

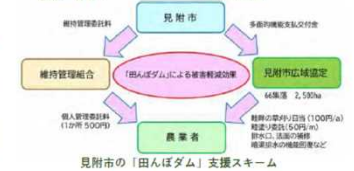
-----「仕掛け」と「仕組み」で高い実施率を実現(新潟県見附市の取組)-----

- ・取組開始時は、規模の小さな降雨も貯留する器具(機能一体型)を導入しました。しかし、田面の排水が滞るため農家の妨げになり、農家が田面位まで調整管を下げて「田んぼダム」の効果が発現しなくなる状態になってしまいました。
- ・そこで新潟大学の協力で新たな流出量調整器具(機能分離型)を開発。小規模な降雨は貯留せず通常と同様に排水され、大規模な降雨のみ貯留し、安定した排出量の抑制が可能になりました。この器具では、農業者は「田んぼダム」に取り組んでいることすら意識せず営農しているとのこと。



- ・「水田の畦畔」を水田の多面的機能の発揮に必要な不可欠な集落共同の施設と位置付け、畦畔の草刈り日当の支払い、排水口周辺及び法面の補修、「田んぼダム」に係る緊急時の点検作業や調整管の破損部品の取替えなどの費用を多面的機能支払交付金から提出しました。

- ・「田んぼダム」を社会的効用の向上を目指した施策として、市が実施すべき事業を農家に委託するという考えの下、調整管一カ所に対して、耕作者に毎年500円の「委託料」を支払い、直接的なインセンティブになりました。



施策に関する問合せ

農林水産省 農村振興局 農地資源課 TEL 03-3502-6277

流域治水施策集について（情報提供）

事例紹介

流域治水施策集

実施主体

水施策集

実施主体

1 氾濫を防ぐ・減らす 津波・高潮による氾濫の防止

1 氾濫を防ぐ・減らす 土砂・洪水氾濫の防止

国、都道府県

#3 海岸保全施設の整備 （流域の関係者との土砂融通による砂浜の保全・再生）

目的

津波・高潮による氾濫の防止

根拠法令・計画等

海岸法
海岸保全基本計画
総合土砂管理計画

支援

予算・税制

（直轄）
海岸保全施設整備事業
（補助・交付金）
津波対策緊急事業
海岸保全施設整備連携事業
海岸メンテナンス事業
高潮対策事業
侵食対策事業 等

技術的支援

・河川砂防技術基準
・海岸保全施設の技術上の基準・同解説 等

施策推進のポイント

- ・今後は、気候変動によって生じうる海面上昇等の影響を考慮した施設整備を推進していきます。
- ・砂浜は、国土保全、環境及び利用の観点からなくてはならない存在です。また災害時には、波を減衰させ、背後に集中する人命や財産を高潮や津波から守るといった重要な役割を担っています。
- ・昨今、気候変動の影響による海面上昇等により、砂浜侵食の進行が懸念されています。気候変動下においても砂浜を保全していくため、海岸保全施設の整備を推進するとともに、砂浜への供給土砂量を増大させることが必要です。

施策に関する問合せ

農林水産省 農村振興局 整備部 防災課 TEL 03-6744-2199	農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 TEL 03-3502-5304	国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室 TEL 03-5253-8471	国土交通省 港湾局 海岸・防災課 TEL 03-5253-8688
---	---	---	--------------------------------------

施策の内容

概要

津波、高潮、波浪等の災害から海岸を防護するために、堤防、護岸、離岸堤等の海岸保全施設の新設、改良等による対策を推進しています。



また、波の減衰機能等を有する砂浜の保全・再生を、気候変動下においても推進するために、総合的な土砂管理や事業間連携による計画的な養浜材の確保を行います。



施策の効果（事例）

駿河海岸（海岸保全施設整備事業）



○海岸堤防等の整備により、施設計画規模の外力(L1津波)に対して、浸水被害が防止される。

○粘り強い構造の海岸堤防により、最大クラスの津波が堤防を越流した場合でも、破堤に至るまでの時間を遅らせ、浸水被害の軽減やリードタイムを長くする効果等が期待される。

#13 土砂・洪水氾濫対策

目的

土砂・洪水氾濫の防止

根拠法令・計画等

砂防法
土砂・洪水氾濫対策計画

支援

予算・税制

（直轄）
砂防事業
火山砂防事業 等
（補助・交付金）
大規模特定砂防等事業
事業間連携砂防等事業 等

技術的支援

- ・河川砂防技術基準（令和4年1月等）
- ・砂防基本計画策定指針-土砂流・流木対策編（平成28年4月）
- ・土石流・流木対策設計技術指針（平成28年4月）
- ・土砂・洪水氾濫により大きな被害のおそれのある流域の調査要領(案)（試行版）（令和4年1月）

施策推進のポイント

- ・近年の土砂水理学や数値シミュレーション技術の発展により、土砂移動現象を精緻に解析できるようになってきたため、土石流危険渓流への施設配置と同時に、土砂・洪水氾濫発生のおそれが高い地域の直上流に施設を集約的に配置し、より少ない施設で被害を防止・軽減できる道が開かれてきました。
- ・大雨で山地から流出した土砂の影響を大きく受ける河川は、洪水氾濫だけでなく、土砂・洪水氾濫のリスクも同時に抱えている場合が多いため、河川事業と砂防事業を一体的に推進していくことが重要です。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課
TEL 03-5253-8467

施策の内容

概要

○土砂・洪水氾濫とは

土砂・洪水氾濫とは、大雨で山地から流出した土砂が河床を上昇させ、土砂や泥水の氾濫を引き起こす災害で、扇状地、谷底平野、沖積平野等の広範囲にわたって甚大な被害を及ぼします。



平成30年7月豪雨に伴う天地川（広島県坂町）の土砂・洪水氾濫発生状況

平成30年7月豪雨により発生、流出した土砂が、県道等に2m以上堆積し、被害を拡大させた（広島県呉市天応西条地区）

対策・効果

○対策事例

河川変動計算等の数値シミュレーションによって、被害の予測とそれを防ぐための砂防施設配置の検討を行い、土砂・洪水氾濫対策計画を策定します。計画に従って砂防堰堤や遊砂地の整備を行います。

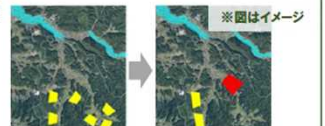


砂防堰堤工



遊砂地工

○施設配置の見直しによる効果
施設配置計画を見直し、遊砂地等の効率的な施設を配備することで、砂防施設の集約、早期の効果発現を図る。



従来計画による砂防施設
施設の集約に資する遊砂地等の効率的な施設
集約化後も必要な施設

従来：上流域の土砂流危険渓流に集中的な施設整備
新たな：効率的な施設を配置する一方で、上流域の土砂流危険渓流はまちづくりと連携したソフト対策を推進